

インフルエンザ（疑いを含む）の出席停止の取扱いについて

- 1 インフルエンザの感染が疑われる場合は、受診をお願いします。
- 2 インフルエンザと診断された場合は、医師に発症日をご確認ください。（高熱等の明らかな症状がないインフルエンザの場合もあるため）また、登校するに当たっての医師の診察の必要性については、主治医等の指示に従ってください。
- 3 インフルエンザに感染（疑いを含む）した場合は、法令の規定により出席停止扱いです。その間は休んでも欠席日数には含まれません。

出席停止の期間の基準

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあつては3日）を経過するまで（解熱した後2日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合は、出席できません。）

- 4 発症後5日を経過しても解熱していない場合は、学校へ連絡をお願いします。
- 5 別紙「治癒報告書」は、学校に取りに来ていただくか、学校のホームページからダウンロードしてご使用ください。
 ※ 医師の判断により「両方の基準を満たしていないが、他に感染の恐れがない」と言われた場合は、「医師による登校許可証明書」の提出をお願いします。

出席停止期間の基準（例）

例1 発症後2日目に熱がさがった場合

曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
症状	発熱等の発症		解熱				登校許可日
日数の数え方	発症 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	
			解熱 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目		

例2 発症後4日目に熱がさがった場合

曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
症状	発熱等の発症				解熱			登校許可日
日数の数え方	発症 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
					解熱 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	